

特254

713

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

延喜式綱要

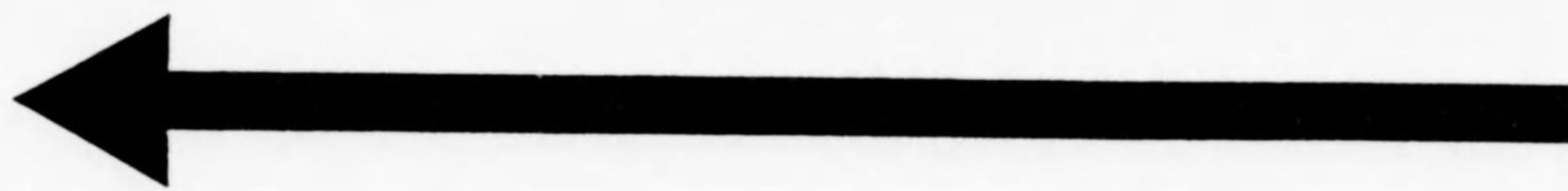
佐伯有義



東方書院



始



特254  
713

延喜式綱要

佐伯有義

目次

總説	1
序説	1
延喜式編修の沿革	2
延喜式の異本	4
延喜式の注釋	9
各説	10
四時祭	10
臨時祭式	13
大神宮式	16
齋宮式	17
齋院式	19
踐祚大嘗祭式	20
祝詞式	23
神名帳	24
結論	24

延喜式綱要

佐伯有義

總説

(一) 序説

延喜式は古代の法令の書なれば、之を神道の經典の一つに數ふことは穩當でないやうであるが、神祇式十卷の中、卷八祝詞式には古事記日本書紀等にも見えぬ貴重なる古傳説が收載せられ、その内容よりいへば立派な經典である、外國の宗教にても古い祈禱文を集めたものをその教派の最も大切な經典として居るものがあれば、天津祝詞の太祝詞言を集めたる祝詞式を、經典の一に數ふことはさまで無理ではあるまい、又卷九卷十の二卷即ち神名帳の如きも、たゞ神社の名稱をのみ挙げたものゝ如くに見ゆれども、子細に之を研究すれば、紀記の二典の闕けたるを補ふべき材料が頗る多く、之も亦立派な經典といふことが出来る、又卷一より卷三までは、年中恒例臨時の祭典の次第神饌幣帛等を悉く記載して、これも亦得難き貴重な古典である、卷四大神宮式は延曆儀式帳と相對して各々特色あり、卷五齋宮式、卷六齋院式も得難き好史料であり、卷七大嘗祭式は儀式大嘗祭儀と共に大嘗祭に就きては大切な根本史料で

ある神祇式十巻はいづれも取々に貴重なる古典にて、紀記の二典と相俟つて、古典研究上最も必要なる材料なれば、本講座に於いてその綱要を述ぶるは、決して無用のことではあるまい。

## (二) 延喜式編修の沿革

延喜式編修の功成りて之を上奏したるは醍醐天皇延長五年十二月二十六日(紀元千五百八十六年)であるが、此の書勅撰の命を下されしは延喜五年である、而して延喜の年號は長く続いた故に延長式とは申さずして、延喜式と申すのである、延喜式の勅撰以前に貞觀式あり、その以前に弘仁式あり、延喜式はこの弘仁貞觀の兩式を取捨折衷し、貞觀式制定以後新に定められしものをも加へて編修せられたのである、故にその沿革を少しくこゝに述べたいと思ふが、それに先だちて律令格式の區別を述べませう、古への法令は、支那の制度に倣ひて律令格式の四つに區別してあつたが、令は法の大體を示したもので例へば祈年祭は二月に、神嘗祭は九月、大嘗祭は十一月下卯日に行はるゝことは、神祇令には見えなれど、その次第、神饗幣帛の事は一切載せられず、又太政大臣以下の職務に就いてもその綱領のみ挙げられ、令ばかりでは實際の事務が執れぬ、その詳細なることは式に記載してあるのである、然るに時勢の變遷に隨うて、執務上其他に就いて改正を要するものあることは、昔も今も同様である、その場合には臨時の勅を以て之を變更せらるゝので、之が格である、その格文を集めたものに弘仁格貞觀式延喜格三代の格があり、之を聚めたものが類聚三代格である、この令式格の三つの規定に背いたものを處分するには律の明文に據るので、律は法に背いたものを正すのである、令と律とは大寶年中既に制定せられたが、式はそれより遙に遅れ嵯峨天皇弘仁十一年に至りて

始めて制定せられた、是が弘仁式である、弘仁式は四十巻あり大寶元年より弘仁十年まで凡そ百二十年の間漸次に出來た文書を據ひ集めて撰られたのである、弘仁の式に次いで撰修せられたのは貞觀式にて、是は弘仁十一年より清和天皇貞觀十年まで四十九年間漸次に規定せられた文書を集めて撰られたもので、二十巻あり、貞觀十三年に功成り上奏したのである、延喜式はこれより五十七年を経て、醍醐天皇延長五年に撰成り上奏したのであるが、撰修の勅命を下されたのは延喜五年八月にて、その事に當つた人々は左大臣藤原時平を第一とし、藤原定國、同春穗、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、大藏善行、藤原道明、大中臣安則、三統理平、惟宗善繼等の人々であつたが、撰修に二十年の長日月を要したるために、その間に關係者も死亡せし人あり、之が補缺として延喜十三年に大納言藤原忠平を、延長三年に大納言藤原清貫を新に撰者の中に加へられ、上奏當時の署名の人は藤原忠平、同清貫、大中臣安則、伴久永、阿刀忠行等であつた、延喜式以前に勅撰せられた弘仁式が四十巻、貞觀式が二十巻併せ六十巻あつたが、なほ漏れ略せられた事もあり、その以後新に定められたこともあり、從來のまゝにては不便少からざりし故に、除くべきものは除き、加ふべきものは加へて五十巻とせられたのである、此の式の撰成りて上奏したるは延長五年なれど、當時直に實施せられず此の後四十年を経、冷泉天皇康保四年に始めて施行せられたことは、日本紀略に康保四年七月九日丙未始頒延喜式とあるので明かである、想ふに本書撰修以來既に一千年を経過し、その間に應仁の大亂を始め、幾多の戰亂火災等がありたれど、幸に此の大部の書が今日まで完全に傳はり、古寫本等も相當に多く存したるは、まことに天佑とも申すべく國家の爲に慶賀の至に堪へぬ次第である、次に延喜式の古寫本又板本の事に就いて少しく述べませう。

### (三) 延喜式の異本

延喜式の板本は、明暦本及享保本の二本あり、其の以外に雲州版、國史大系本等あり、寫本は九條家本、一條家本、三條西家本(以上卷子本)、内閣本、近衛家本、一條家本、前田家本、藤波家本、吉田家本、塙本、井上本等あり、(出雲本の考異に京本と稱するもの、即ち京極宮御本は今はいづれに存するか詳ならぬは遺憾の至である) 神名式は右の外に、武田本、鈴鹿本、三條西家本、一條家本等あり。

(一) 九條公爵家本 寫、卷子本 二十八卷

古寫本中の最も優秀なものである、多くは反故の裏に書かれ、その反故はいづれも貴重な史料である、書寫の年代は明かならねど、平安朝の末のものであらう、五十卷中二十八卷も無事に今日まで傳はつたのは珍しいことである。(卷一より卷四十二まで四十二卷の内、卷三、卷五、卷十四、卷十七より卷十九まで、卷二十三より卷二十五まで、卷三十三より卷三十五まで、卷三十七、卷四十、卷四十一以上十五卷缺く、外に卷七別に一卷あり、合せて二十八卷となる)

(二) 一條公爵家本 寫、卷子本 五卷

九條家本は反故の裏に書いてあるが、一條家本はいづれも新らしい紙に書いてある、之も書寫の年代は詳ならぬが、九條家本と大略同時代であらうかと思はるゝ、系統は九條家本と異なつて居るやうである。(卷一より卷五まで五卷にて奥書なし)

(三) 三條西伯爵家本 寫、卷子本 一卷

是も頗る良本であるが、卷五十即ち雜式一卷のみで、奥書なく書寫の年代は不明である。

(四) 内閣本 慶長四年 寫、四十四卷

紅葉山文庫の藏印あり、世に楓山本と稱し、又官本とも稱す、慶長四年の寫本で、最も貴重な本である、延喜式の寫本は書寫の年代の明かなものが極めて少いのに、内閣本のみは明かであるのは珍しいことである。(卷十三、卷十八、卷十九、卷二十四、卷四十一、卷五十以上六卷缺く)

(五) 前田侯爵家本 寫、四十九卷

書寫の年代詳ならねど、紅葉山本の副寫であると思はるゝ、松雲公の時か或はその以前に寫されたものであらう、前田家には尙ほこの以外に一本あるが、此の本の寫しであらうと察せらるゝ、用紙裝釘とも極めて見事な本である。

(六) 近衛公爵家本 寫、五十卷

書寫の年、代は詳ならぬが、系統は楓山本前田本と同一であると思はる、出雲本に京極宮御本と稱するものも、矢張系統は同一の様である。

(七) 一條公爵家本 寫、五十卷

同じく書寫の年代詳ならぬが、楓山本、前田本と善く似て居る、卷十三をば補寫せるに據れば、同卷以外は少くとも明暦版本の刊行せられざりし以前に寫したものである、水に浸されし形迹あるは火災の時に池中などに投ぜられしものか。

## (八) 藤波子爵家本 寫、 四十九卷

藤波子爵家の舊藏にて、現に帝室の御所藏となり、圖書寮にて保管せらる。是も奥書なく書寫の年代は詳ならねど、近衛本とよく相似たり、卷十神名下缺けたるは遺憾である。

## (九) 吉田子爵家本 寫、 五十卷

元和二年梵舜の書寫せるものなりといふ、されば内閣本と相並びて貴重なるものであるが、未だ閱覽するの機會を得ず。

## (一〇) 和學講談所本 寫、 五十卷

堀保己一の舊藏なりしが、現今は帝室の御所藏となり、圖書寮に保管せらる。卷五以下十九冊の奥書に貞享五年頼川氏雅祖の所望に依りて書寫す、從三位參議左大辨藤原朝臣俊方とあり、貞享五年の正月より五月までに書寫せること奥書にて明かである、出雲本考異に貞享本と稱するものが是である、誤字は頗る多いが、之も捨て難き本である、雲州版校訂の時に之に據つたことは、考異と對照すれば明かである。

## (一一) 壬生本 四十一卷

壬生官務家の舊藏なりしが、今は帝室の御所藏となれり、卷一より卷八まで及卷十四以上九卷缺く。

## (一二) 井上本 寫、 五十卷

井上頼閉翁の所藏なりしが、現に無窮會の所藏となる、同じく書寫の年代不明である。

## (一三) 明曆本 五十卷

版本の最も古きものである、林羅山の跋文に本書は中原職忠が其子弟をして校訂せしめたるを、清原賢忠が之を見て大に喜びて出雲寺和泉様をして出版せしめたものであると書いてある、羅山の序文は慶安元年に書いたもので、その時既に版本が出来て居たやうにも見ゆるが、慶安元年に出版し明曆三年更に改版したものではなく、明曆三年に出版を終りしなるべし、但し卷九及十は寛文七年に松下見林が兼永本神名帳に據りて校訂して再刻したのである。

## (一四) 享保本 五十卷

明曆の版本を少しく校訂して享保八年に出版したものである、同じく出雲寺和泉様の出版である、世に最も多く流布して居るのは此の本である。

## (一五) 出雲本 五十卷

出雲國松江藩主松平齊恒その家臣原齋に命じて、堀保己一に就きて類本に據りて校訂せしめられたもので、世に雲州版と稱し、從來の諸本に比すれば、校訂精確、學者の稱讚するところである、本文の以外に考異七卷附録三卷合せて六十一冊となれり、是は文政十一年の出版である。

## (一六) 國史大系本 一冊

流布の刊本(多分享保本を指したものであらう)を原本とし、出雲本井上本其の他の諸本を以て校訂したもので、明治三十三年十一月の發行である、五十卷を一冊にまとめて披閱し得る便利がある故に、最も廣く世に行はれて居る。

## (一七) 武田本神名帳 寫、卷子本 一卷

神名帳諸本中最も優秀なるものである、奥書に建長三年六月十二日夜、夜上卿卜合之間、神齋之中加三見了、權

中納言藤原花押、また弘長三年八月廿三日重見了、右近衛大將花押とあり、通雅は藤原師實の第二子家忠（花山院侯爵家の祖）六世の孫にて、従一位太政大臣に至り、建治二年四十五歳にて薨す、神名式を書寫せし建長三年には二十歳、重見了とある弘長三年には三十二歳であつた。

(二八) 鈴鹿本神名帳 寫、卜部兼永自筆 二卷

卜部兼永の自筆本にて、奥書に、天文二年三月廿六日、兼隆朝臣從<sub>三</sub>駿河國<sub>二</sub>所望之由申上之條、書寫之校合今日終、神祇大副卜朝部臣兼永とあり、兼永は兼俱の子にて平野神社の神職たる卜部家を繼いだ人であるが、兼隆はその兼永の子である、此の兼永本は九條本と系統を同じうし、神名帳寫本の中にて最も珍重すべきものの一つである。

(二九) 三條西本神名帳 寫、卜部兼永自筆 三冊

鈴鹿本と同じく兼永の自筆本なり、奥書はなけれど筆蹟にて自筆なること疑を容れず、越中國射水郡氣多神社の下に名神大とあること鈴鹿本に同じ、兼俱本とは自ら系統を異にして居る。

(三〇) 一條本神名帳 寫、 二冊

奥書に、神名帳上下卷累葉之祕本也、授<sub>三</sub>與妙藏寺住日洞<sub>二</sub>了、弘治二年四月日、神道長上卜部在判、また右九十兩卷任本移點之處也云々、雖<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>加<sub>三</sub>添削<sub>二</sub>、兼右幸殘<sub>三</sub>證筆<sub>二</sub>加<sub>三</sub>自判<sub>二</sub>云々、故一向本之僂寫之處也、後覽之人此本御披見之時、可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>遠慮<sub>二</sub>者也、于<sub>レ</sub>時永祿二年正月廿二日丑終刻書畢とあり、兼右書寫の神名帳を原本として寫したものである、兼右は兼俱より三代の孫に當るが、實は船橋宣賢の子にて、兼俱の孫である、此の一條家の本も頗る善本である。

(一一) 神名記 岩佐多左衛門版 小本二冊

延喜式神名帳を撰帶に便ならしめむが爲に、小本として出版したるものなるが、刊行の年月は不明である、されどその内容を閱するに、寛文七年松下見林の校訂本より以前のものなることは明白で、多分明曆版本の複製かと思はる、下卷の奥書に神道長上從二位行神祇大副兼侍從卜部兼俱とあり、その次に岩佐多左衛門板行とある。

(一二) 神名記 小本三冊

體裁は前項の神名記に同じきも、祝詞式を加へて之を上とし、中下の二卷を神名帳としたもので、是も明曆版の複製である、下卷の卷末に林和泉様板行とある。

(一三) 延喜式神名帳 五冊

此の書は神名帳と稱するも、その實は延喜式の卷一より卷十まで十卷、即ち神祇式を刻本としたるものなるが、出版の年月明かならねど、前項の神名記よりは後に刊行せしものなるべし、神祇卷と題するものもあり、内容は本書と同一である。

#### (四) 延喜式の注釋

延喜式の注釋書は全部に涉つたものは無く、いづれも部分的のものであるが、就中最も多いのは祝詞と神名帳とで、その他のものは極めて少い、神祇式十卷の内祝詞式と神名式とを除いて、その以外に注釋のあるのは、大神宮式に就いては出口延佳氏的首書太神宮式、齋宮式に就いて御巫清直氏の齋宮寮式考證があるのみである、是等の諸書の事は

神書解題に譲りて、こゝにはその事だけを断つて置く。

### 各 説

延喜式神祇の部は、卷一より卷十まで十卷にて、その内容は之を區別すれば、左の八種である。

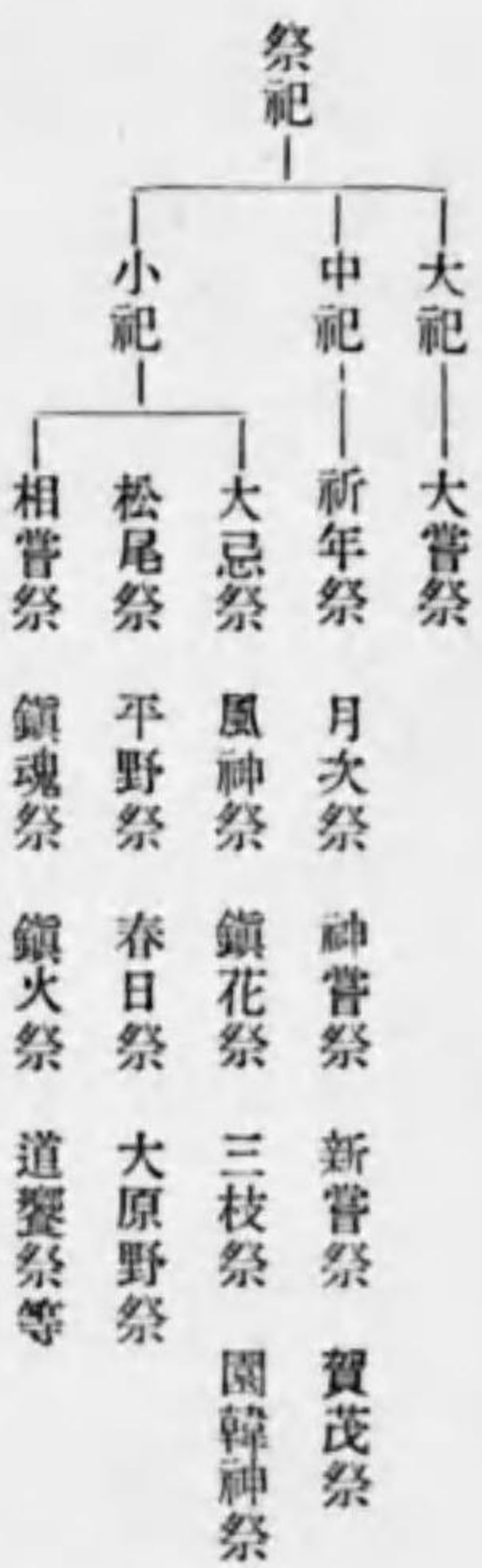
- 一、四時祭 (卷一、同二)
- 二、臨時祭 (卷三)
- 三、大神宮 (卷四)
- 四、齋 宮 (卷五)
- 五、齋 院 (卷六)
- 六、踐祚大嘗祭 (卷七)
- 七、祝 詞 (卷八)
- 八、神名帳 (卷九、同十)

依りて右の順序に従ひて之を説明することゝいたします。

### (一) 四時祭

四時祭とは春夏秋冬に行はるゝ年中恒例の祭祀を申したのであるが、卷一には正月より六月まで、卷二には七月

り十二月までの祭祀を載せてある、その名稱は三十五、その度数は百二十二回である、毎年一回づつ行はるゝものと二回づつ行はるゝものとあり、亦毎月行はるゝ祭もある、大體之を大中小の三つに區別してあるが、之を表示すれば左の通である。



大嘗祭は御一代一度の大祭にて特別の御大祭である、大祀と稱するは之のみにて他に類は無い、中祀と稱するは祈年祭以下の五祭にて、その中に月次祭は六月と十二月と二度行はれ、度数よりいへば中祀は六度である、祈年祭は二月四日に班幣式が行はれ、神名帳に載する所の三千一百三十二座の神に悉く幣帛を奉らるゝので、之に官幣と國幣との區別があり、官幣とは神祇官より幣帛を奉る社をいひ、國幣とは國司より幣帛を奉る社を申すので、官幣の社の班幣式は神祇官に於いて行はれ、國幣の社の班幣式は國衛に於いて行はるゝのである、而して伊勢大神宮のみは現今と同じく特に使を遣はして奉幣せしめらるゝ例である、月次祭は六月十二月の十一日に行はれ、是は三千一百三十二座の中三百四座の神に奉幣せしめらるゝので、伊勢へは祈年祭と同様に使を遣はさるゝ例である、月次祭には神今食シノクシと稱して神嘉殿シノカデンに於いて天皇御親ら天神地祇を御親祭あそばさるゝのである、神嘗祭は伊勢神宮に今年の新穀を諸神に



先だちて上らせ給ふ祭にて、九月十七日に皇大神宮を、その前日十六日に豊受宮を祭らせ給ふ、九月十一日に勅使發遣の式あり、此の時天皇伊勢大神宮を御遙拜あらせらる、今日は賢所に於いても御親祭あれど、古へは伊勢をのみ祭らせられたのである、新嘗祭は十一月下の卯日に行はれ、月次祭と同じく三百四座の神等に奉幣せられ、神嘉殿に於いて天皇御親ら天神地祇を御親祭あそばさるゝのである、賀茂祭は四月中酉日に行はれ、勅使参向奉幣あり、亦走馬を奉らしめ給ひ、中宮東宮の御使も参向す、神社の御祭典にて中祀に列せられたるは、伊勢と賀茂との兩社のみである、賀茂祭は平安に遷都以來盛になつたので、令にはその名稱も見えて居らぬ、松尾平野等の祭の事は四時祭式に見えたるが、賀茂祭は中祀とすることのみ見えたるが、その以外の事の少しも見えぬは、齋院式に譲つたものであらう。

次に小祀の事に就いて少しく述べむに、小祀中神祇官又は宮中にて行はるゝは相嘗、鎮魂等の諸祭にて、相嘗祭は式内三千百三十二座の神等の中特殊の由緒ある神七十一座に幣帛を奉らせ給ふにて、十一月上の卯日に神祇官に於いて班幣の式を行はれ、その幣帛は祈年月次新嘗に比較するに、分量頗る多く品数も多いのは理由あることと思はる、鎮魂祭は新嘗祭の前日十一月中の寅日に宮内省に於いて行はれ神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主神以上の八神及大直神を祭りて、聖壽の無疆を祈り奉る祭儀である、中宮の鎮魂祭も同日に行はれ、東宮の鎮魂祭は三日遅れて巳日に行はれました、現今はいづれも同日に同所にて行はせらる、此の以外に四面の御門祭、御川水祭、卜庭神祭、大殿祭、忌庭火祭、鎮火祭、道饗祭等種々の祭があるが、こゝに之を略す、次に小祀として四時祭式に載する神社の祭儀は、

一、宮内省に坐す國韓神祭(二月十一日春日祭後の丑日)

二、造酒司に坐す大宮寶祭(二月十一日上午日)

三、山城國松尾祭(四月上申日)

四、同 平野祭(同上)

五、同大原野祭(二月十一月上卯日)

六、大和國鳴雷神祭(二月)

七、同 三枝祭(率川神社、三月)

八、同 春日祭(二月十一月上申日)

九、同 大忌祭(廣瀬神社、四月七月四日)

一〇、同 風神祭(龍田神社、同上)

一一、同 鎮花祭(大神神社、狹井神社、三月)

一二、河内國平岡祭(二月十一月上申日)

である、之を今日に比較するに異同頗る甚だしく、神社の祭祀にも自ら榮枯盛衰あることが窺ひ知らるゝ、又毎月一度づつ行はるゝは毎朝日忌庭火祭、毎晦日御麻、御贈であつた。

## (二) 臨時祭式

臨時祭式には、臨時に行はるゝ諸祭典の事、その他出雲國造の神壽詞を奏する事を始め、種々の事項を記載してあ

る、先づ臨時祭の重なるものを擧ぐれば、

- 一、霽靈神祭(カミトケ)(恒例と臨時と兩様あり、臨時には落雷ありし時に祭る)
- 二、鎮竈鳴祭
- 三、鎮水神祭
- 四、御竈祭
- 五、御井祭
- 六、産井祭
- 七、鎮御在所祭
- 八、鎮土公祭
- 九、御川水祭(恒例と臨時とあり)
- 一〇、鎮新宮地祭
- 一一、御禊
- 一二、羅城御贖(御一代に一度行はせらる)
- 一二、八衢祭(ヤシヤ)
- 一三、行幸時祭
- 路次神幣 堺祭 大殿祭 御井井御竈祭

- 一四、八十嶋神祭
- 一五、宮城四隅疫神祭
- 一六、畿内堺十處疫神祭
- 一七、祈雨神祭
- 一八、名神祭
- 一九、遣蕃國使時祭
- 二〇、遣遣唐使舶木靈井山神祭
- 二一、開遣唐船居祭
- 二二、唐客入京路次神祭
- 二三、蕃客送堺神祭
- 二四、障神祭

以上列挙する名稱を一覽すれば、當時世に行はれたる思想の一般を想像することが出来ると思ふ、その内容を説明することは僅々たる頁數にては到着不可能の事なれば、こゝにはたゞその名稱を羅列するに止むる。

次に此の式には祭祓等に要する物品器具等の準備、神社造營の年限、その用途、神祇官の卜部、宮主、御巫戸座等の採用法、その食料被服、官司神主禰宜祝部等の補任、觸穢、禁忌等に就きて一々規定せられてあり、神職に關する法規の根本材料として極めて必要なるものである。

### (三) 大神宮式

大神宮式は、皇大神宮豊受宮を始め奉り、その相殿神別宮等の祭神所在を始め、所攝社の社名、年中御祭典の所用品、その祭式の順序、神宮御造營の年限、之に關する諸祭典造備ふべき諸雜品、神封神田、神官の補任、待<sub>ニ</sub>等に關することを一切記載せられ、大神宮の御事を知るには延曆儀式帳と相俟つて、最も大切な書である、大神宮式に載する所の神名を擧ぐれば、

大神宮三座

天照大神一座 相殿神二座

同別宮

荒祭宮一座(大神荒魂)

伊佐奈伎宮二座(伊弉諾尊、伊弉冉尊、貞觀九年に別宮となる)

月讀宮二座(月夜見命、同荒魂命)

瀧原宮(大神の遙宮)

瀧原並宮(同上)

伊<sub>イ</sub>雜<sub>ザ</sub>宮(大神の遙宮、志摩國答志郡に在り)

度會宮四座

豊受大神一座 相殿神三座

可別宮

多賀宮(豊受大神荒魂)

別宮は以上九所にして、現今に比すれば五座少く、延曆儀式帳に比すれば二座多い、年中恒例の御祭典は新年祭(二月)神衣祭(四月、九月の兩度)月次祭(六月十二月の兩度)神嘗祭(九月)にて、就中九月の神嘗祭、六月十二月の月次祭をば三時祭と稱して、最も之を重んずるのである、神宮の御造營は二十年毎に行はれ、造宮使を遣はして之を作り始めしめ、御用材を探るに就きては先づ山口神祭、採正殿心柱祭を行ひ、次に鎮祭宮地、造船代祭等を行はるゝこと、造營に就きて造り備ふべき御船代御樋代等の寸法、神宮の調度を修飾するに就きて必要なる品々の名稱員數寸法神寶及御裝束の名稱員數寸法等、神宮に關する事は一々詳細に記載せられてあるのは、神宮を御崇敬あらせらるゝこと最も厚きによれる結果であります。

### (四) 齋宮式

齋宮式には齋王の選定より初齋院、野宮に於ける行事、別當以下諸員の員數食法等の事伊勢に參向後年中の行事、所用の品々等一切の事を詳細に規定してある、齋王は御代の改まる毎に内親王の未だ嫁せざる者を簡<sub>かん</sub>ひ定め、卜定訖れば勅使を遣はしてその事を告示し、伊勢神宮へは同時に齋王卜定の狀を奉告し、宮城内便宜の所を卜して初齋院とす、齋王は祓禊して之に入り明年七月まで此處にて齋<sub>セ</sub>し給ふ、其の後更に城外の淨野を卜して野宮を造り、八月上旬

河頭に臨みて祓禊しやがて野宮に入り、それよりその翌年八月まで野宮にて齋し、九月上旬に河頭に臨みて祓禊し、伊勢の齋宮に参入あらせらるゝのである。

齋王が初齋院に入らせ給はむとて河邊に臨みて祓禊し給ふに就いては、先づその地を點定して之を奏し、期日に至れば齋王御車にめして河邊に赴き向はせ給ひ、勅使院の別當以下供奉の人々甚だ多い、祓禊訖ればそれより初齋院に入らせ給ひ、供膳の井をトひ定めて賢木を立て別當、中臣、忌部、宮主、内舍人、大舍人、膳部、殿部、炊部、水部、酒部、掃部、采女、内女孺、乳母、宮女孺等、各々その職によりて奉仕す、野宮に入らせ給ふに就いても同じく河頭の禊を行はせ給ふ、その供奉は初齋院に入らせ給ふ時よりは人数更に多く、乗物は御輿にめされ行列も一層立派である、齋王在京潔齋之年の間は、毎月朝日木綿鬘ユフカツラを著け、齋場に入らせ給ふに就いては、別當大夫已下ト食の者も共に兩段再拜す、但し九月六月十二月は朝日の遙拜なく十六十七の兩日即ち神嘗祭月次祭當日に御遙拜あらせらる、野宮に於ける一箇年の潔齋訖り、大神宮に入らせ給ふに就いて、河頭に臨みて祓禊あらせらるゝことに同じく、又全國に大祓使を遣して大祓せしめ、朝廷に於ても八月晦日大祓あり、齋王のいよ／＼御出發あらせらるゝに就いては、近江國に三箇所伊勢國に二箇所頓宮を設けてそれ／＼準備をし、監送使を定めて送り奉らしめ、齋宮頭以下諸員供奉しその行列甚だ壯大である、齋王御出發の當日には御座を大極後殿に設けて、天皇御あらせられ齋王とお別れの御式あり、訖つて大神宮に向はせ給ふのであるが、途中山城の國堺、近江國勢多川、甲賀川、伊勢國鈴鹿川、下樋の小川、多氣川六箇所にて御輿あり又路次の神社に奉幣せしめらる、齋王は九月の初めに京を御出發あらせられ、その年の神嘗祭より奉仕せらるゝのであるが、大神宮を親しく御拜あらせらるゝは神嘗祭と六月十二月の月次祭の三

度である、齋宮にては新年祭、月次祭、新嘗祭に所定の神社に奉幣せしめ、鎮火道饗大殿御贖大祓等の祭祓を行はせらるゝこと朝廷に同じく、新嘗祭には八男十女をト定めて親ら奉仕し給ふことも朝廷と同じ狀である、以上の年中行事を始め齋宮に於ける總べての事項に就いて、齋宮式に詳細に規定してあるのである。

### (五) 齋院式

齋院式には賀茂の齋院に關する諸般の事項を精しく規定してある、賀茂の齋院は平安奠都以後賀茂兩社を厚く御尊崇あらせらるゝことゝなり、その結果賀茂神社にも伊勢の齋宮に准じて内親王の未だ嫁し給はざる方をト定めて齋王とせらるゝことゝなつたので、ト定訖れば内親王家に勅使を遣はしてその事由を告示し、又兩社に使を遣はして齋王を定め給ひし事を告げ奉らしめ給ひ、宮城内の便宜の所に初齋院を設け、先づ河頭の祓禊ありて此の院に入らせ給ふのである、但し伊勢の齋王の場合は一箇年の初齋院の潔齋訖りて野宮に入らせらるゝのであるが、賀茂の齋王は三年の齋畢りて其の年の四月に始めて神社に参らせ給ふに就きて、河邊に臨みて祓禊あり訖りて野宮に入らせ給ふので、その點が異なつてゐる、齋王の神社に参らるゝのは四月中西の祭の時のみで、その外十一月相嘗祭の折には鷄鳴に齋王潔齋して御遙拜あらせらるゝのである、伊勢の齋宮には新嘗祭を行はせられて相嘗祭なく、賀茂の齋院は相嘗祭の遙拜ありて新嘗祭の事は見えぬ、賀茂祭の事は令には見えぬ、齋院の事もとより令に見えぬば、齋院の規定としては齋院式が根本の規定にて最も貴重なるものである。

## (六) 踐祚大嘗祭式

大嘗祭には悠紀主基國郡卜定より、檢校行事を定むる事、五畿七道に大祓使、天神地祇に奉幣使發遣の事、拔穂の事、縮服籠布を織作る事、供神の雜物を造る事、大嘗宮並に齋場を造營の事、御禊の事、當日御親供の事、辰日巳日午日節會の事等、大嘗祭に關する事は總べて大嘗祭式に規定せられ、儀式大嘗祭儀と此の式とを併せ見れば、平安朝時代に於ける大嘗祭の御模様は詳かに窺ひ知ることが出来るのである。

その大略を述べれば、大嘗祭の儀式として先づ行はるゝものは國郡卜定であるが、それに就いて大嘗祭を行はるべき年を決定せねばならぬが式の規定にては七月以前に天皇御即位の時にはその年に、八月以後に御即位あれば明年行はせらるゝことに定めてありました、是は準備の都合就中拔穂の關係よりかく定められたものである、但し是は御讓位の場合に就いて申したもので、先帝の諒闇に依りて御即位の時は別でありました、さて大嘗祭の行はるゝことが決定すれば、先づ神祇官に命じて國郡を卜定せしめられ、又大嘗祭の事務を擔當すべき檢校行事の人々を定められた、是は今日の大禮使に相當するものである、次に八月下旬に五畿七道の諸國に大祓使を、それに續いて伊勢大神宮以下天神地祇に幣帛を奉る使を、同じく五畿七道に發遣せられたのである、次に悠紀主基の兩國へは神祇官より官人を遣して、拔穂田及その事に従事すべき人々を卜定せしめ、稻の實が豊熟して拔穂訖れば、之を乾燥せしめ辛櫃に納めて、國郡司共他の人々と共に行列を爲して京に上り、齋場の建築訖るを待ちて齋場に收め、黒酒白酒に醸造すべきものは醸造し、當日の御饌に充つべきものは稻實殿に收め置くのである、又當日御供あるべき神服即ち縮服は參河國より

生糸を献らしめ又之を織り奉るべき織長織女等を同國より上京せしめ齋場内の神服殿に於いて織らしめ、籠布は阿波國の忌部に命じ、彼の國にて奉織し織り訖れば之を奉じて上京するのである、又大嘗祭に御用ひになる魚貝海藻器具等の類もそれ〴〵舊例ありて、畿内にては——河内——和泉の兩國、東海道にては——尾張——參河、山陽道にては——備前、南海道にては——紀伊——淡路——阿波の國々より献らしめられたものである、又大嘗祭を行はせらるべき大嘗宮、御膳を料理すべき料理の院、總べての準備をすべき齋場等を建築せねばならぬが、齋場は北野に設けらるゝ例で、その構内を悠紀と主基とに區別して稻實殿、黒酒殿、白酒殿、糞殿を始め必要なる建物を設けてそれ〴〵準備をなし、當日に至ればこの齋場より行列をなして大嘗宮に赴いたものである、十月下旬には天皇河頭に行幸ありて御禊あらせられ十一月朔日より晦日まで一箇月の間御齋齋あそばされ、臣下も一般に同様に齋戒し、その期間は忌詞を設けて、言語をも忌み憚つたのである。

當日即ち卯の日には平且神祇官に於て三百四座の神に幣帛を班ち、己刻(午前十時)に大齋の御湯を供じ、同刻に悠紀主基兩國の供物齋場を發して大嘗宮に向ふ、酉刻(午後六時)に齋火の燈燦を設け、戌刻(午後八時)に廻立殿に臨御、小齋の御湯を供じ祭服をめして大嘗宮に進御あらせらる、先づ吉野國栖古風を奏し、次に悠紀の國風を奏し、次に語部古詞を奏し、次に皇太子以下五位以上八開手を拍ちて退き、六位以下の人相承け拍手して退出す、訖つて悠紀の御膳を御供進あらせられ、亥の四刻(午後十時)に御撤饌訖りて宸儀廻立殿に還御あり、更に小齋の御湯をめし御服を改め給ひて、主基殿に遷らせ給ひ悠紀殿と御同様の御式あり、寅の一刻(午前四時)に御供進同四刻御撤饌あらせらる、辰日卯の一刻(午前六時)に廻立殿に還御、御服を易へさせ給ひて常御殿に還御あらせらる、辰日辰刻(午前八時)

豊樂殿悠紀帳に臨御、未刻(午後二時)に主基帳に遷御、巳日も亦豊樂院悠紀帳主基帳に臨御あらせられ、午日には兩國の帳を却けて尋常の御帳を裝束し、此の帳に臨御まし、て御宴會は三箇日にて了るのである、大嘗祭は一箇月間の齋戒である故に、十一月の晦日また大祓を行はせられ、それで大嘗祭に關係ある儀式は總べて終了するのである。

(七) 祝詞式

祝詞式には年中恒例の諸祭及臨時祭に關する祝詞二十五篇を收めてある、就中恒例の諸祭に關するものは二十一篇、

- 祈年祭 春日祭 廣瀬大忌祭 龍田風神祭 平野祭 月次祭 大殿祭 御門祭 大祓
- 東文忌寸部献<sub>二</sub>横刀<sub>一</sub>時咒 鎮火祭 道饗祭 大嘗祭 鎮御魂齋祭
- 伊勢大神宮

祈年祭月次祭、二(大神宮、豊受宮に使の申す祝詞) 神衣祭、一

月次祭、一(宮司の讀む祝詞) 神嘗祭、三(大神宮豊受宮に使の申す祝詞二、大神宮にて宮司の讀む祝詞一)

齋内親王奉入時 辭別、神嘗祭に附屬す

臨時祭の祝詞は左の四篇である。

- 遷奉大神宮祝詞 遷却崇神 遣唐使時奉幣 出雲國造神賀詞

以上の各祝詞は(一)祝詞文の模範として、且我が國上古の國文として文章上大なる價值あること申すまでもなく、(二)に諸祭の主旨が此の祝詞に由りて明白に説明せられ、(三)に史實として紀記二典の闕けたるを補へる價值も亦頗

る大なるものあり、就中神道の儀式として最も大切なる祓除の効驗、その祭神、その方法等は、大祓の詞に依りて詳に説明せられ、此の一篇の價值にても極めて大なりといはねばならぬ、平田先生が延喜式の祝詞は天津祝詞の太祝詞事、即ち皇祖天神の御口づから傳へ給ひし古傳説を傳へたもので、紀記の二典にも優りて貴い點があると稱讚せられたのは首肯すべき説である。

(八) 神名帳

神名帳即ち神名式は一に神祇官帳ともいひ、日本全國に奉祀する祈年祭の官幣又は國幣に預り給ふ神名を悉く記載したもので、實に貴重なるものである、幸に全部傳はれるが故にさまで貴いとも思はぬが、諸國の國內神名帳の如く、半ば或は三分の一も缺けて居たならば、いか程珍らしがるゝかも知れぬ、此の書に對する研究が未だ十分で無い爲に、その價值あることを知らずして、不足に思つて居る人もあるやうであるが、やがて大に之を渴仰する時期が至るであらう。

神名帳の説明は精しくすれば限もなき故に、その成立の大略と之を神社帳といはずして神名帳と稱する理由とを述べて此の篇を終ることにいたす、此の神名帳の出來た年代は明かでは無いが、祈年祭の班幣を始め其他總べての事に就いて神社の臺帳が無くては執務上困る故に、極めて古くあつたものと思はるゝが、古語拾遺には大寶年中に至りて初めて記文あれども、神祇の簿猶ほ明案なしとあれば武天皇の大寶年中には神名帳はまだ無かつたやうである。天平五年に成りし出雲風土記に、官帳に入りし神社と入らざる神社との區別を明かにして、その社名を一々擧げたる

が、之を神名式と比較するに、その差極めて少くないによれば、その頃は既に出来て居たのである、弘仁式の成りしは弘仁十年なるが、此の式に神名式ありしことは法家文書目録にて明かなれば、この時には整頓せる神名帳ありしといふまでもない、次に座敷を三千百三十二座と定められしは何時であるか明白でない、元慶元年に既に三千百三十二座と見え、その後新に官社に列せられた神社が数座あるに拘らず五十餘年を経たる延長五年にも同じく三千百三十二座とあるは不審なることであるが明白に之を説明することが出来ぬ、次に神社帳といはずして神名帳と稱するは、元來社名を主とせず神名を主としたからであらう、神祇官に祀る八神殿の如きは神社とは申されぬ、是は御巫祭神八座としてその神名を一々擧げてある、造酒司に坐す酒殿神社左京二條に坐す神社の如きも、酒彌豆男神酒彌豆女神、太詔戸命神、久慈眞智命神と正しく神名を一々擧げてある、かくの如く神名を擧ぐる積りであつたのであらう、然るに神名の明かならぬもあつて悉く擧ぐる事が出来なかつたやうである、されば神社帳と稱せずして神名帳と稱するは當然の事である、神名帳の神名の下に大とあるは大社、名神とあるは名神祭に預り給ふ符標、月次とあるは月次祭に新嘗とあるは新嘗祭に、相嘗とあるは相嘗祭の班幣に、預り給ふ符標にて、是等の事は伴信友の神名帳標目私考に詳に説明してある、又祭神所在等の事は信友の神名帳考證土代、栗田寛博士の神祇志料、大日本史の神祇志等を閲覽すれば明かなるものは記載してある。

### 結 論

延喜式の神祇の部即ち神祇式十卷は、古へ神祇官を始め諸官衛に奉職する人々の執務上の細則として規定せられた

ものであるが、その中には紀記の二典を補ふべき正しき古傳説も多く見え、又祭祓等の儀式には天孫降臨の時より傳はれる古い儀式も教々交はり、天上の儀の如くせよとて天祖より傳へられしもあるべければ、その儀式行事にも最も尊重すべきものあることは辯ずるまでもない、されば是等の儀式行事は我が金甌無缺なる國體、天壤無窮なる寶祚と最も深き關係あり、誠に大切なるものなれば、深く此の點に留意して研究をせねばならぬ、此の書は神道の研究資料として紀記の二典と共に最も大切なるものゝ一つであれば、立派な古典であるが、未だ十分に研究したる人の無いのは遺憾なれど、學問の進歩に隨ひて良著も現れ、その價値を認めらるゝに至るであらう。(完)

訂正

昭和十年一月十日印刷  
昭和十年一月一日發行  
日本宗教叢書  
第十二回配本

不許複製

編輯發行  
會社  
東京市神田區一ツ橋通町二  
代表者 三井品史

印刷所  
東京市小石川區久堅町一〇八  
共同印刷株式會社  
代表者 君島 謙

發行所  
會社  
東京市  
代表者 君島 謙

電話九段三八四二  
郵便東京六八六一二



終